

掛川市教育委員会規則第 4 号

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 6 月 24 日

掛川市教育委員会教育長

掛川市教育委員会規則第4号（令和8年6月24日）

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「証人、鑑定人、参考人等」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。